平成２２年（フ）第１２８号
岐阜県大垣市笠木町50番地38　フラワーハイツ笠木103
債務者　山部　裕之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
岐阜県揖斐郡池田町下東野24番地の４
債務者　渡邊　隆彦
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
三重県伊勢市小俣町明野316番地７
債務者　古川　　浩
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３０２４号
大阪府堺市南区城山台２丁第３街区第26号棟第101号室、住民票上の住所大阪府堺市南区槇塚台２丁38番10号
債務者　黒田久實子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０１号
大阪市大正区千島２丁目４番３―260号
債務者　仲村　義男
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４２５号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目40番４号　ハイツみのり３－Ａ
債務者　辻　　隆志
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８８８号
大阪府門真市末広町10―12、住民票上の住所大阪府寝屋川市高柳２丁目30番17号
債務者　康川　雅史
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８９５号
大阪府豊中市服部西町２丁目８番９号
債務者　福本　經昭
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５７５号
大阪市鶴見区鶴見２丁目１番６―307号
債務者　三江　智子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５７７号
大阪府吹田市出口町34番Ｃ４―1006号
債務者　栗原久美子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５８５号
大阪府茨木市新郡山１丁目９番301号
債務者　松井貴美子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４２号
大阪府交野市星田６丁目26番３―202号
債務者　清水　広美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７０５号
大阪府東大阪市東上小阪６番14号
債務者　藤川　啓子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７４４号
大阪市港区磯路２丁目12番１―1009号
債務者　丸木　健次
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７８１号
大阪府八尾市植松町４丁目７番２号
債務者　髙井　良治
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７８３号
大阪市平野区加美東５丁目10番８号錦ハイツ401
債務者　尾藤　ゆき
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７８８号
大阪市西成区千本北２丁目３番18号
債務者　岡嶋　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部